

江東区町会・自治会環境対策事業補助金の終了に伴う 経過措置のお知らせ

＝ 裏 面 も ご 確 認 く だ さ い ＝

本補助金は令和7年度をもって終了することとなりました。
制度終了に伴う経過措置として、以下の期間の実施分を今年度の補助対象といたします。

1. 補助対象

江東区と事務委託契約を締結している町会・自治会が主催した、
令和8年1月1日～令和8年3月31日に実施した事業

2. 補助対象経費

- (1) 環境保全に関する講座・講演会等の講師謝礼 ※講師謝礼基準があります。
- (2) 町会・自治会が主催する「清掃関連施設」及び「環境対策に取り組む民間企業」へのバス見学会の次の費用
①バス借上げ代金 ②移動に係る高速道路料金、有料道路料金及び駐車場料金
**※単なるバス旅行では対象になりません。施設見学の上、環境対策の勉強会であることが必要です。
※防災関連の施設見学は対象外となります。
※判断に迷う場合は必ず申請前に担当までご相談ください。**
- (3) 町会・自治会が独自に主催する行事において使用する以下のもの
①リユース食器の使用料
②発泡スチロールのトレー・どんぶり等購入費
**※使用後は洗浄し、必ず「発泡トレイ・発泡スチロール」の資源ごみとして出してください。
燃やすごみとして出した場合は補助対象外です。申請時に廃棄報告書をご提出ください。**

3. 補助上限額

実施した事業につき6万円以内（1,000円未満切捨て）

4. 交付の申請受付

- 事業実施後に、①申請書、②事業内容が分かるチラシ等、③領収書（原本）及び明細書を提出してください。
※発泡スチロール使用の場合は廃棄報告書もあわせてご提出ください。
※チラシには、リサイクルや環境対策の見学会（勉強会）であることが明記されている必要があります。
※領収書等は、発行年月日が**令和8年1月1日～令和8年3月31日**までのものとします。
※申請書等の記入には、**消せるボールペンは使用しないでください。**

申請期間 本通知到着後 ～ 令和8年4月10日（金）
補助金交付 令和8年5月末（予定）

※申請後、適当と認められたものは交付を決定し、請求の手続きをしていただきます。
なお、審査の結果、不適当と認められたものは却下となる場合もありますのでご了承ください。

5. 担当 江東区地域振興部地域振興課地域振興係 岡田・安藤 電話（3647）4962

事業の実施から補助金交付まで

= 裏面もご確認ください =

○ 補助対象期間を令和8年1月1日から令和8年3月31日といたします。

